

○「医療法人の計算に関する事項について」（平成28年医政発0420第7号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 会計基準、外部監査及び公告について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監査について（法第51条第5項及び第6項、規則第33条の2の3及び第33条の2の5関係）</p> <p>(1) 監事の監査報告書について</p> <p>① 監事の監査報告書の内容について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>事業報告書等</u>が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 公認会計士等の監査報告書について</p> <p>① (略)</p> <p>② 公認会計士等の監査報告書の通知期限</p> <p>公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、監査報告書の内容を通知しなければならないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 理事、監事及び公認会計士等が合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、理事及び監事が公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、公認会計士等の監査を受け</p>	<p>第1 会計基準、外部監査及び公告について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監査について（法第51条第5項及び第6項、規則第33条の2の3及び第33条の2の5関係）</p> <p>(1) 監事の監査報告書について</p> <p>① 監事の監査報告書の内容について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>財産目録、貸借対照表及び損益計算書</u>が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 公認会計士等の監査報告書について</p> <p>① (略)</p> <p>② 公認会計士等の監査報告書の通知期限</p> <p>公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、監査報告書の内容を通知しなければならないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 理事、監事及び公認会計士等が合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、理事及び監事が公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、公認会計士等の監査を受け</p>

たものとする。

また、公認会計士等が通知をすべき日までに監査報告書の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査を受けたものとすること。

(3) (略)

3 (略)

第2～第3 (略)

別紙 (略)

たものとする。

また、公認会計士等が通知をすべき日までに監査報告書の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査を受けたものとみなすこと。

(3) (略)

3 (略)

第2～第3 (略)

別紙 (略)

○「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成28年医政発0420第5号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 本運用指針について</p> <p>本運用指針は、法第51条第2項の医療法人（※）が、同条第1項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。</p> <p>※ 法第51条第2項の医療法人とは、以下の通りである。</p> <p>① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の<u>事業</u>収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人</p> <p>② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の<u>事業</u>収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である社会医療法人</p> <p>③ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 重要な会計方針に記載する事項について</p> <p>会計基準第3条第5号に規定の「<u>その他貸借対照表等作成</u>のための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。</p> <p>4～11 （略）</p> <p>12 引当金の取扱いについて</p> <p>引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起</p>	<p>1 本運用指針について</p> <p>本運用指針は、法第51条第2項の医療法人（※）が、同条第1項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。</p> <p>※ 法第51条第2項の医療法人とは、以下の通りである。</p> <p>① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人</p> <p>② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である社会医療法人</p> <p>③ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 重要な会計方針に記載する事項について</p> <p>会計基準第3条第5号に規定の「<u>その他貸借対照表等を作成する</u>ための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。</p> <p>4～11 （略）</p> <p>12 引当金の取扱いについて</p> <p>引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起</p>

因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上するものである。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。

未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。

なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上するものとする。当該計算は、退職給付に関する会計基準（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づいて行うものであり、下記事項を除き、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。

①～② （略）

13～15 （略）

#### 16 事業損益の区分について

事業損益は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る本来業務事業損益、法第42条各号に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している附帯業務に係る附帯業務事業損益又は法第42条の2第1項に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している収益業務に係る収益業務事業損益に区分して損益計算書に記載することとするが、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することとする。

17～23 （略）

因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上するものである。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。

未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。

なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上するものとする。当該計算は、退職給付に係る会計基準（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づいて行うものであり、下記事項を除き、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。

①～② （略）

13～15 （略）

#### 16 事業損益の区分について

事業損益は、病院、診療所又は介護老人保健施設に係る本来業務事業損益、法第42条各号に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している附帯業務に係る附帯業務事業損益又は法第42条の2第1項に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している収益業務に係る収益業務事業損益に区分して損益計算書に記載することとするが、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することとする。

17～23 （略）

24 貸借対照表等注記事項について

会計基準第22条第8号に規定の「その他医療法人の**財政**状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。

①～⑤ (略)

25～27 (略)

様式第一号 (略)

24 貸借対照表等注記事項について

会計基準第22条第8号に規定の「その他医療法人の**財務**状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。

①～⑤ (略)

25～27 (略)

様式第一号 (略)

改正後

様式第二号

法人名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号

損益計算書  
(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1) 事業費	×××	
(2) 本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
經常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失 を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

改正前

様式第二号

法人名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号

損益計算書  
(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1) 事業費	×××	
(2) 本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
經常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失 を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記 (略)

様式第三号～様式第八号 (略)

様式第九の一号

法人名 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号

所在地 \_\_\_\_\_

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附 帯 業 務 事 業 費 用	収 益 業 務 事 業 費 用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記 (略)

様式第三号～様式第八号 (略)

様式第九の一号

法人名 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号

所在地 \_\_\_\_\_

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附 帯 業 務 事 業 費 用	収 益 業 務 事 業 費 用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費						
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号

所在地 \_\_\_\_\_

事業費用明細表  
(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 材料費		
：	：	
：	×××	×××
II 給与費		
給料	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
III 委託費		
検査委託費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
IV 経費		
減価償却費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	×××	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	×××	
商品（又は製品）期末たな卸高	×××	×××
VI その他の事業費用		
研修費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
事業費用計		×××

- 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- I から VI の 中区分科目は、省略する様式によることもできる。
- その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式九の二号

法人名 \_\_\_\_\_

※医療法人整理番号

所在地 \_\_\_\_\_

事業費用明細表  
(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 材料費		
：	：	
：	×××	×××
II 給与費		
給料	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
III 委託費		
検査委託費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
IV 経費		
減価償却費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	×××	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	×××	
商品（又は製品）期末たな卸高	×××	×××
VI その他の事業費用		
研修費	×××	
：	×××	
：	：	
：	×××	×××
事業費用計		×××

- 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- I から VI の 中科目区分は、省略する様式によることもできる。
- その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。



○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年医政発 0217 第 16 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 制度内容</p> <p>1 地域医療連携推進法人の認定について</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 地域医療連携推進法人の業務等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第 70 条の 14・則第 39 条の 22 関係）</p> <p>地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 4 節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。具体的事項については、<u>「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細書の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知）</u>のとおりであること。</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 制度内容</p> <p>1 地域医療連携推進法人の認定について</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 地域医療連携推進法人の業務等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域医療連携推進法人の業務について（法第 70 条の 8・則第 39 条の 14～第 39 条の 16 関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 地域医療連携推進法人が、病院、診療所、介護老人保健施設 <u>又は</u>介護事業等に係る施設若しくは事業所であって第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければならないこと。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 地域医療連携推進法人の計算について（法第 70 条の 14・則第 39 条の 22 関係）</p> <p>地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 4 節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。具体的事項については、<u>地域医療連携推進法人会計基準の公布時に追って通知するもの</u>であること。</p>

(9) ~ (10) (略)

### 3 地域医療連携推進法人の監督について

(1) (略)

(2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24 ~ 第 39 条の 26 関係）

地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9 の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。

- ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。
- ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。
- ・ 住所の変更等、認可を要しない定款の変更をしたときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。

また、地域医療連携推進法人自らが病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。

(3) ~ (8) (略)

### 4 (略)

別添 1 (略)

別添 2 (略)

別添 3

医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1 ~ 3 (略)

### 4 参加法人の構成等（第 8 号、第 11 号）

(9) ~ (10) (略)

### 3 地域医療連携推進法人の監督について

(1) (略)

(2) 地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第 70 条の 18・則第 39 条の 24 ~ 第 39 条の 26 関係）

地域医療連携推進法人は、法第 54 条の 9 の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。

- ・ 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。
- ・ 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。
- ・ 住所の変更等、認可を要しない定款の変更をしたときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。

また、地域医療連携推進法人自らが病院、診療所、介護老人保健施設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設する場合の定款の変更については、重要な変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないこと。

(3) ~ (8) (略)

### 4 (略)

別添 1 (略)

別添 2 (略)

別添 3

医療法第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1 ~ 3 (略)

### 4 参加法人の構成等（第 8 号、第 11 号）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所、 介護老人保健施 設又は介護医療 院を開設する参 加法人			①
			②
介護施設等を開 設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総議決権数 (①～⑥の合計)			⑦
参加法人の議決権の構成割合 (第 8 号)			$(①+②) > (③+④)$
参加法人の議決権の構成割合 (第 11号)			$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$

5 (略)

別添4～別添8 (略)

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所又は 介護老人保健施 設を開設する参 加法人			①
			②
介護施設等を開 設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総議決権数 (①～⑥の合計)			⑦
参加法人の議決権の構成割合 (第 8 号)			$(①+②) > (③+④)$
参加法人の議決権の構成割合 (第 11号)			$[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5$

5 (略)

別添4～別添8 (略)

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」(平成29年医政発0321第5号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1～21 (略)</p> <p>22 貸借対照表等注記事項について            会計基準第17条第8号に規定する「その他地域医療連携推進法人の<b>財政</b>状態又は            損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>23～26 (略)</p> <p>【参考】 (略)</p> <p>様式第一号～様式第七号 (略)</p>	<p>1～21 (略)</p> <p>22 貸借対照表等注記事項について            会計基準第17条第8号に規定する「その他地域医療連携推進法人の<b>財務</b>状態又は            損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>23～26 (略)</p> <p>【参考】 (略)</p> <p>様式第一号～様式第七号 (略)</p>